



2025 年 10 月 27 日

各 位

会社名 株式会社エス・サイエンス
(コード番号：5721、東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 久永 賢剛
問合せ先 総務部長 甲佐 邦彦
(TEL. 03-3573-3721)

第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）の大量行使に関するお知らせ

当社が 2025 年 9 月 4 日に発行した行使価額修正条項付新株予約権に関する、2025 年 10 月 24 日時点の大量行使につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 銘 柄 名	株式会社エス・サイエンス第 8 回新株予約権
2. 10 月 14 日からの交付株式数	4,953,200 株
3. 10 月 14 日からの行使された新株予約権の数及び発行総額に対する行使比率	49,532 個（発行総額の 14.81%）
4. 10 月 10 日時点における未行使の新株予約権の数	86,690 個
5. 現 時 点 に お け る未行使の新株予約権の数	37,158 個

6. 月初からの行使状況

行使日	終値 (円)	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株 予約権の数 (個)
		新株 (株)	移転自己株式 (株)		
10 月 14 日 (火)	155	—	—	157.5	—
10 月 15 日 (水)	149	—	—	157.5	—
10 月 16 日 (木)	140	—	—	157.5	—
10 月 17 日 (金)	130	—	—	157.5	—

10月20日(月)	143	—	—	117	—
10月21日(火)	142	—	—	117	—
10月22日(水)	150	—	—	117	—
10月23日(木)	141	—	—	117	—
10月24日(金)	157	4,953,200	—	117	49,532

※ 対象月の前月末時点における発行済株式数：155,854,749株〔うち自己株式数：2,100株〕

7. 行使制限に関する状況（上場規程第434条に基づく行使制限の遵守状況）

① すべての回数を合算した月間交付株式数	② 発行の払込日時点における上場株式数	③ 行使制限に係る行使比率（①/②）
15,575,200株	141,593,749株	10.999%

<転換（行使）制限を超過して行使が行われた経緯>

当社は、2025年8月18付「第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第9回新株予約権（行使価額修正選択権付き）の発行並びに買取契約（第8回新株予約権につきコミット条項付）の締結並びに第1回無担保普通社債（私募債）の同時発行に関するお知らせ」で公表しましたとおり、割当先との間で本新株予約権の第三者割当契約（以下「本買取契約」という。）を締結しております。本買取契約によって、当社は、割当先による本新株予約権の行使に際し、当該行使が行われる日を含む暦月において割当先が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の累計数が、本新株予約権の発行の払込期日時点における当社の上場株式数の10%を超えることとなる場合は、当該10%を超える部分にかかる本新株予約権の行使を行わせないこと、割当先は制限超過行使を行わないことに同意しておりました。当社は、本買取契約に基づき、本新株予約権の行使の実施に係る管理を通常は下記の通りに実施しておりました。

（当社の運用）

- ① 割当先の担当者から行使及び入金連絡を受ける
- ② 入金を確認し、行使請求された新株予約権の個数（新規発行する株式の数）及び金額を確認
※制限超過行使に該当しないものと誤って確認していた。
- ③ 割当先へ入金確認及び行使受付の連絡
- ④ 当日16時までに信託銀行へ新株予約権の請求通知書をFAXで送付

（割当先の運用）

- ① 割当先の担当者が、制限超過行使に該当しないか確認した上で、行使する旨を割当先社内の行使事務手続担当者に連絡
- ② 当該担当者が行使請求を代行する証券会社及び当社へ行使の連絡及び送金を実施
- ③ 当社から行使及び入金の連絡がなされ、問題なければ、新規記録の手続きを進める。

しかしながら、当社および割当先の双方において、「発行の払込日時点における上場株式数の10%を超える行使が制限されている」という規定を、「行使時点の払込時点における上場株式数の10%を超える行使が制限されている」と誤って理解していたため、結果として超過行使が行われてしまったものです。

この結果、行使制限を0.99%上回り、上場規程第34条及び施行規則第436条に抵触する事態となり、当社の管理体制が十分に整備されていなかったことが判明いたしました。

今後は、同様の超過行使を防止するため、割当先においては行使数量の確認を2部署でダブルチェックのうえ実施する体制を構築する旨の報告を受けております。当社としても、本新株予約権の行使に関する社内での情報共有および確認手続を徹底するとともに、割当先との情報連携を強化し、再発防止に努めてまいります。なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2025年8月18付「第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第9回新株予約権（行使価額修正選択権付き）の発行並びに買取契約（第8回新株予約権につきコミット条項付）の締結並びに第1回無担保普通社債（私募債）の同時発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上